



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 31 日 (金)
号外第 33 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (13) (住まいまちづくり課) 4
	鳥取県森林組合法施行細則の一部を改正する規則 (14) (農林水産総務課) 6
	鳥取県県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (15) (農地・水保全課) 12
	鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を 改正する規則 (16) (林政企画課) 14
	鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則 (17) (県土総務課) 16

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 入居の申込書等を定める規定について、所要の規定の整備を行う。
- (2) その他所要の改正を行う。
- (3) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県森林組合法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

森林組合法の一部が改正され、森林経営規程の制定に関する知事の承認及び生産森林組合の組織変更を可能とする知事の認可制度が新たに創設されたこと等に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 次に掲げる届出又は申請を行う者が提出する書類を定める。
 - ア 森林組合の信託規程の軽微な変更の届出
 - イ 森林組合の林地処分事業実施規程の軽微な変更の届出
 - ウ 森林組合の森林経営規程の設定、変更及び廃止の承認の申請並びに軽微な変更の届出
 - エ 生産森林組合の組織変更の認可の申請
- (2) 森林組合の指導監督業務に資するため、決算関係書類及び事業計画書の提出を求める規定の整備を行う。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成29年4月1日とする。

◇鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

畑地帯総合整備事業において、中山間地域所得向上支援対策を実施することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 畑地帯総合整備事業のうち中山間地域所得向上支援対策に係る各年度の分担金の総額は、工事費の100分の7.5に相当する額とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正

ア 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を平成30年3月31日まで（現行 平成29年3月31日まで）とする。

イ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の認定を受けた者が当該認定に係る計画を実施する場合の貸付金の償還期間は12年以内、据置期間は3年以内（東日本大震災により著しい被害を受けた者の場合は6

年以内) とする。

(2) 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正

東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を平成30年3月31日まで(現行 平成29年3月31日まで) とする。

(3) 施行期日は、平成29年4月1日とする(1)のイに関する事項を除き、公布日とする。

◇鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

建設業法の一部改正に伴い、入札参加資格に新たに解体工事を設けるとともに土木一般の格付等級に係る定数を見直す等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 入札参加資格に新たに解体工事を設け、土木一式工事の土木解体を廃止する。

(2) 土木一般の発注工種における格付等級Bの定数を140(現行 150) とする。

(3) とび等一般の発注工種における格付等級を2等級(現行 3等級)とし、請負対象設計金額の区分を次のとおりとする。

ア A級 1,000万円以上(現行 4,000万円以上)

イ B級 1,000万円未満(現行 1,000万円以上4,000万円未満)

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第13号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居の申込書等) 第2条 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第7条第4項第1号から第12号まで及び第14号のいずれかに該当する者にあつては、これを証明する書類（前各号の書類でこれを証明することができる場合を除く。）</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>様式第1号（第2条、第8条の4関係） 県営住宅入居申込書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第5条第1項第1号に規定する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。</p> <p>また、家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。</p> <p>年 月 日</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>(入居の申込書等) 第2条 略</p> <p>2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 条例第7条第4項第1号から第12号までのいずれかに該当する者にあつては、これを証明する書類（前各号の書類でこれを証明することができる場合を除く。）</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3～5 略</p> <p>様式第1号（第2条、第8条の4関係） 県営住宅入居申込書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第5条第1項第1号に規定する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。</p> <p>また、家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等の減免等を希望（します・しません）。</p> <p>年 月 日</p> <p>略</p> <p>略</p>

所得 金額 計	円	—	控除 額計	円	÷ 12 =	収入 月額	円
略							
略							
備考 略							
<担当課処理欄>							
世帯類型						略	
優先入居世帯						略	
略	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者世帯 ・低所得者世帯 ・ハンセン病療養所 入居者等 ・DV被害者 ・拉致被害者等 ・犯罪被害者等 ・妊娠中世帯 						

所得 金額 計	円	—	控除 額計	円	÷ 12 =	収入 月額	円
略							
略							
備考 略							
<担当課処理欄>							
世帯類型						略	
優先入居世帯						略	
略	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者世帯 ・低所得者世帯 ・ハンセン病療養所 入居者等 ・DV被害者 ・拉致被害者等 ・犯罪被害者等 						

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

鳥取県森林組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第14号

鳥取県森林組合法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県森林組合法施行細則（平成20年鳥取県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前								
<p>(決算関係書類及び事業計画書)</p> <p><u>第 3 条 森林組合は、事業年度ごとに法第50条第 7 項に規定する決算関係書類及び事業計画書の写しを通常総会終了後速やかに知事に提出しなければならない。</u></p>											
<p>(申請等に係る提出書類)</p> <p><u>第 4 条 別表の左欄に掲げる者のうち同表の中欄に掲げる申請等を行うものは、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</u></p>			<p>(申請等に係る提出書類)</p> <p><u>第 3 条 別表の左欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる申請等を行おうとするときは、次に掲げる書類に加え、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申請等を行う理由を記載した書類（別表の 2 の項の中欄の(1)から(6)まで及び(8)、同表の 3 の項の中欄の(1)から(3)まで並びに同表の 4 の項、 6 の項及び 7 の項の中欄に掲げる申請等を行う場合に限る。)</u></p> <p><u>(2) 申請等に係る総会（法第65条第 1 項（法第100条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により総代会を置く森林組合及び生産森林組合にあつては、総代会。以下同じ。）の議事録の謄本又は抄本（別表の 2 の項の中欄の(1)から(6)まで及び同表の 3 の項の中欄の(1)から(3)までに掲げる申請等を行う場合に限る。)</u></p>								
<p><u>2 別表の左欄に掲げる者のうち同表 2 の項の中欄の(1)から(8)まで及び(10)から(14)まで、同表 3 の項の中欄の(1)から(3)まで並びに同表 4 の項、 6 の項及び 7 の項の中欄に掲げる申請等を行うものは、それぞれ同表の右欄に掲げる書類に加え、当該申請等を行う理由を記載した書類を知事に提出しなければならない。</u></p>											
<p>別表（第 4 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>申請等を行う者</td> <td>申請等の区分</td> <td>提出書類</td> </tr> </table>			申請等を行う者	申請等の区分	提出書類	<p>別表（第 3 条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>申請等を行う者</td> <td>申請等の区分</td> <td>提出書類</td> </tr> </table>			申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類									
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類									

略			略		
2 森林組合 ((14)に掲げる申請にあつては、森林組合連合会の会員である森林組合)	(1) 法第10条第1項の規定による信託規程の制定の承認の申請	ア・イ 略 ウ <u>総会（法第65条第1項（法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定により総代会を置く森林組合及び生産森林組合にあつては、総代会。以下同じ。）の議事録の謄本又は抄本</u>	2 森林組合 ((8)に掲げる申請にあつては、森林組合連合会の会員である森林組合)	(1) 法第10条第1項の規定による信託規程の制定の承認の申請	ア・イ 略
	(2) 法第10条第3項の規定による信託規程の変更の承認の申請	ア・イ 略 ウ <u>総会の議事録の謄本又は抄本</u>	2 森林組合	(2) 法第10条第3項の規定による信託規程の変更の承認の申請	ア・イ 略
	(3) 法第10条第3項の規定による信託規程の廃止の承認の申請	ア 信託規程廃止承認申請書 イ <u>総会の議事録の謄本又は抄本</u>	2 森林組合	(3) 法第10条第3項の規定による信託規程の廃止の承認の申請	信託規程廃止承認申請書
	(4) 法第10条第4項の規定による信託規程の軽微な事項に係る変更の届出	ア 信託規程変更届出書 イ 信託規程の変更箇所の新旧対照表	2 森林組合	(4) 法第24条第1項の規定による林地処分事業実施規程の制定の承認の申請	ア・イ 略
	(5) 法第24条第1項の規定による林地処分事業実施規程の制定の承認の申請	ア・イ 略 ウ <u>総会の議事録の謄本又は抄本</u>	2 森林組合	(5) 法第24条第3項の規定による林地処分事業実施規程の変更の承認の申請	ア・イ 略
	(6) 法第24条第3項の規定による林地処分事業実施規程の変更の承認の申請	ア・イ 略 ウ <u>総会の議事録の謄本又は抄本</u>	2 森林組合	(6) 法第24条第3項の規定による林地処分事業実施規程の廃止の承認の申請	林地処分事業実施規程廃止承認申請書
	(7) 法第24条第3項の規定による林地処分事業実施規程の廃止の承認の申請	ア 林地処分事業実施規程廃止承認申請書 イ <u>総会の議事録の謄本又は抄本</u>	2 森林組合	(8) 法第24条第4項の規定による林地処分事業実施規程の軽微	ア 林地処分事業実施規程変更届出書 イ 林地処分事業実施規程の変更箇所
	(8) 法第24条第4項の規定による林地処分事業実施規程の軽微	ア 林地処分事業実施規程変更届出書 イ 林地処分事業実施規程の変更箇所	2 森林組合		

な事項に係る変更の届出		の新旧対照表	
	(9) 法第25条第1項の規定による林道開設等に要した費用の一部を負担させることについての認可の申請	ア 林道開設等分担金徴収認可申請書 イ 林道開設等に係る事業計画書及び経費明細書 ウ 受益者別の分担金の額を記載した書類	(7) 法第25条第1項の規定による林道開設等に要した費用の一部を負担させることについての認可の申請
	(10) 法第26条の3第1項の規定による森林経営規程の承認の申請	ア 森林経営規程承認申請書 イ 森林経営規程 ウ 総会の議事録の謄本又は抄本	
	(11) 法第26条の3第3項の規定による森林経営規程の変更の承認の申請	ア 森林経営規程変更承認申請書 イ 森林経営規程の変更箇所の新旧対照表 ウ 総会の議事録の謄本又は抄本	
	(12) 法第26条の3第3項の規定による森林経営規程の廃止の承認の申請	ア 森林経営規程廃止承認申請書 イ 総会の議事録の謄本又は抄本	
	(13) 法第26条の3第4項の規定による森林経営規程の軽微な事項に係る変更の届出	ア 森林経営規程変更届出書 イ 森林経営規程の変更箇所の新旧対照表	
	(14) 略		
3 森林組合及び生産森林組合	(1) 法第61条第2項（法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可の申請	ア～オ 略 カ 総会の議事録の謄本又は抄本	(1) 法第61条第2項（法第100条第2項において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更の認可の申請
	(2) 法第61条第4項（法第100条第2項におい	ア～ウ 略	
3 森林組合及び生産森林組合	(1) 法第61条第2項（法第100条第2項におい	ア～オ 略	(1) 法第61条第2項（法第100条第2項におい
	(2) 法第61条第4項（法第100条第2項におい	ア～ウ 略	

	て準用する場合を含む。)の規定による定款の <u>軽微な事項に係る変更の届出</u>		て準用する場合を含む。)の規定による定款の変更の届出	
	(3) 法第83条第2項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による解散の認可の申請	ア・イ 略 ウ <u>総会の議事録の謄本又は抄本</u>	(3) 法第83条第2項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による解散の認可の申請	ア・イ 略
	(4) 法第83条第5項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による解散の届出	ア 解散届 イ <u>登記事項証明書</u>	(4) 法第83条第5項(法第100条第4項において準用する場合を含む。)の規定による解散の届出	解散届
略		略		
5 森林組合の組合員その他の利害関係人	(1) 法第53条第1項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任等の請求	ア～ウ 略 エ <u>法第41条の2に規定する組合員名簿の写し(組合員が請求する場合に限る。)</u> オ 請求者が利害関係人であることを証する書類(<u>組合員以外の利害関係人が請求する場合に限る。)</u> カ <u>一時役員候補者の身分を証する書類</u>	(1) 法第53条第1項の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任等の請求	ア～ウ 略 エ 請求者が利害関係人であることを証する書類
	(2) 法第53条第3項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任の請求	ア～ウ 略 エ <u>法第41条の2に規定する組合員名簿の写し(組合員が請求する場合に限る。)</u> オ 請求者が利害関係人であることを証する書類(<u>組合員以外の利害関係</u>	(2) 法第53条第3項の規定による一時代表理事の職務を行うべき者の選任の請求	ア～ウ 略 エ 請求者が利害関係人であることを証する書類

		人が請求する場合に限る。)			
		カ 一時代表理事候補者の身分を証する書類			
6 森林組合及び生産森林組合の組合員並びに森林組合連合会の会員	略 (2) 法第115条第1項の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求	ア 総会議決（選挙、当選）取消請求書 イ 組合員又は会員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類	6 森林組合及び生産森林組合の組合員並びに森林組合連合会の会員	略 (2) 法第115条第1項の規定による総会の議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求	ア 総会議決（選挙、当選）取消請求書 イ 組合員又は会員の総数の10分の1以上の同意を得たことを証する書類
7 生産森林組合	(1) 法第100条の8第1項の規定による株式会社への組織変更の認可の申請	ア 組織変更認可申請書 イ 組織変更計画 ウ 総会の議事録の謄本又は抄本 エ 組織変更後株式会社の定款 オ 組織変更後初年度の事業計画書 カ 法第100条の11第1項に規定する書面の写し又は同項に規定する電磁的記録に記録された事項を表示したもの			
	(2) 法第100条の16の規定による合同会社への組織変更の認可の申請	ア 組織変更認可申請書 イ 組織変更計画 ウ 総会の議事録の謄本又は抄本 エ 組織変更後合同会社の定款 オ 組織変更後初年度の事業計画書 カ 法第100条の18において準用する法第100条の11第1項に規定する書面の写し又は同項に規			

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第15号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則（昭和45年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
県営土地改良事業	各年度の分担金の額	県営土地改良事業	各年度の分担金の額
略		略	
2 畑地帯総合整備事業		2 畑地帯総合整備事業	
（1）担い手育成畑地帯総合整備事業	工事費の100分の15に相当する額	（1）担い手育成畑地帯総合整備事業	工事費の100分の15に相当する額
（2）畑地帯総合整備事業（弓浜地区）	工事費の100分の7.5に相当する額	（2）畑地帯総合整備事業（弓浜地区）	工事費の100分の7.5に相当する額
（3）畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）	工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）及び国営大山開拓建設事業で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額	（3）畑地帯総合整備事業（名和2期地区及び中山2期地区）	工事費（県営開墾建設附帯事業（大山地区）及び国営大山開拓建設事業で造成した畑地かんがい施設の撤去に要する費用のうち工事費に係る部分の費用を除く。）の100分の15に相当する額
<u>（4）中山間地域所得向上支援対策（大山地区）</u>	<u>工事費の100分の7.5に相当する額</u>		
（5）畑地帯総合整備事業（（1）から（4）までに掲げるものを除く。）	工事費の100分の15に相当する額	<u>（4）畑地帯総合整備事業（（1）から（3）までに掲げるものを除く。）</u>	工事費の100分の15に相当する額
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第16号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第 1 条 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>平成30年3月31日</u>までに借り入れる貸付金(以下本条において「被災者貸付金」という。)の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号)第4条第4項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って同条第1項に規定する木材生産流通改善施設を整備するのに必要な同法第15条に規定する資金を借り入れる場合 12年以内(3年以内(被災者貸付金にあっては、6年以内)の据置期間を含む。)</u></p>	<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内(3年以内の据置期間を含む。)とする。ただし、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが<u>平成29年3月31日</u>までに借り入れる貸付金(次項において「被災者貸付金」という。)の償還期間は、13年以内(6年以内の据置期間を含む。)とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における貸付金の償還期間は、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

(鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第 2 条 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(貸付金の種類、貸付限度額等)	(貸付金の種類、貸付限度額等)
第4条 略	第4条 略
2 略	2 略
3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが <u>平成30年3月31日</u> までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。	3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で次の各号のいずれかに該当するものが <u>平成29年3月31日</u> までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条第4項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後							改 正 前							
(格付) 第9条 知事は、次の表の左欄に掲げる発注工種（以下「格付工種」という。）の有資格者（県内に本店を有する者に限る。）について、同表の右欄に定める等級に区分して格付を行うものとする。							(格付) 第9条 知事は、次の表の左欄に掲げる発注工種（以下「格付工種」という。）の有資格者（県内に本店を有する者に限る。）について、同表の右欄に定める等級に区分して格付を行うものとする。							
格付工種		等 級					格付工種		等 級					
略							略							
とび等一般		<u>2等級（A級及びB級）</u>					とび等一般		<u>3等級（A級、B級及びC級）</u>					
略							略							
(格付等級に関する応募条件) 第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。							(格付等級に関する応募条件) 第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。							
格付工種 請負対象 設計金額	土木一般	建築一般	とび等一般	電気工事及び管工事	アスファルト	造園工事	格付工種 請負対象 設計金額	土木一般	建築一般	とび等一般	電気工事及び管工事	アスファルト	造園工事	
	400万円未満	D	C	B	C	B		B	D	C	C	C	B	B
	400万円以上 500万円未満							A						A
	500万円以上 800万円未満				B						B			
	800万円以上 1,000万円未満					A							A	
	1,000万円以上 1,500万円未満	C		A					C		B			
	1,500万円以上 2,000万円未満				A							A		

2,000万円以上 3,000万円未満	B	B			
3,000万円以上 4,000万円未満					
4,000万円以上 6,000万円未満	A				
6,000万円以上		A			

2 略

別表第1（第4条関係）

建設業の許可区分	発注工種
土木一式工事	土木一般
	プレストレスト・コンクリート
	港湾工事
略	
舗装工事	舗装一般
	アスファルト
略	
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第3（第10条、第12条関係）

格付工種	等級	要件
略		
建築一般	略	
	B	基準日において1級技術者を1名以上有すること。
略		

別表第4（第10条関係）

格付工種	等級	順位
土木一般	略	
	B	140
	略	
略		

2,000万円以上 3,000万円未満	B	B			
3,000万円以上 4,000万円未満					
4,000万円以上 6,000万円未満	A		A		
6,000万円以上		A			

2 略

別表第1（第4条関係）

建設業の許可区分	発注工種
土木一式工事	土木一般
	プレストレスト・コンクリート
	港湾工事
	土木解体
略	
ほ装工事	ほ装一般
	アスファルト
略	
清掃施設工事	清掃施設工事

別表第3（第10条、第12条関係）

格付工種	等級	要件
略		
建築一般	略	
	B	基準日において1級技術者を1名以上有すること。
とび等一般	A	建設業法別表第1の下欄に掲げるとび・土工工事業について、特定建設業の許可を受けていること。
略		

別表第4（第10条関係）

格付工種	等級	順位
土木一般	略	
	B	150
	略	
略		

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の規定は、平成29年4月1日以後に有効期間が始まる入札参加資格の格付から適用する。